

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号 (記載すべき事項の一部省略)</p> <p>第9条 条例第17条第2項ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、記載を省略することができる事項は、それぞれ当該各号に掲げる事項とする。 (略)</p> <p>(2) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)のうち、次に掲げる分類に係る指定事業所(水道業に係る指定事業所にあつては、別表第1の52の項に掲げる終末処理施設を設置するものを除く。)が、同表の施設の欄に掲げる施設のうち、同表の51の項に掲げる廃棄物焼却炉若しくはし尿処理施設又は同表の61の項に掲げるボイラー若しくは冷暖房施設のみを設置する場合 条例第17条第2項第5号から第14号までに掲げる事項のうち、これらの施設と直接関連することのない事項 ア 農業(耕種農業(もやし栽培農業を除く。))及び畜産農業(養蚕農業を除く。)に限る。) イ 建設業 ウ 電気業(発電業を除く。) エ ガス業(ガス製造業を除く。) (略)</p> <p>2 (略) (略) (表示板の掲示等)</p> <p>第14条 条例第20条第1項に規定する規則で定める者は、日本標準産</p>	<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号 (記載すべき事項の一部省略)</p> <p>第9条 条例第17条第2項ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、記載を省略することができる事項は、それぞれ当該各号に掲げる事項とする。 (略)</p> <p>(2) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)のうち、次に掲げる分類に係る指定事業所(水道業に係る指定事業所にあつては、別表第1の52の項に掲げる終末処理施設を設置するものを除く。)が、同表の施設の欄に掲げる施設のうち、同表の51の項に掲げる廃棄物焼却炉若しくはし尿処理施設又は同表の61の項に掲げるボイラー若しくは冷暖房施設のみを設置する場合 条例第17条第2項第5号から第14号までに掲げる事項のうち、これらの施設と直接関連することのない事項 ア 農業(耕種農業(もやし栽培農業を除く。))及び畜産農業(養蚕農業を除く。)に限る。) イ 建設業 ウ 電気業(発電所を除く。) エ ガス業(ガス製造工場を除く。) (略)</p> <p>2 (略) (略) (表示板の掲示等)</p> <p>第14条 条例第20条第1項に規定する規則で定める者は、日本標準産業</p>

改正後	改正前
<p>業分類に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る指定事業所（水道業に係る指定事業所にあつては、別表第1の52の項に掲げる終末処理施設を設置するものに限る。）を設置しようとする者とする。</p> <p>(1) 農業（もやし栽培農業に限る。）</p> <p>(2) 製造業</p> <p>(3) 電気業（<u>発電業</u>に限る。）</p> <p>(4) ガス業（<u>ガス製造業</u>に限る。）</p> <p>(略)</p> <p>(水道水源地域における特定有害物質の排出抑制等)</p>	<p>分類に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る指定事業所（水道業に係る指定事業所にあつては、別表第1の52の項に掲げる終末処理施設を設置するものに限る。）を設置しようとする者とする。</p> <p>(1) 農業（もやし栽培農業に限る。）</p> <p>(2) 製造業</p> <p>(3) 電気業（<u>発電所</u>に限る。）</p> <p>(4) ガス業（<u>ガス製造工場</u>に限る。）</p> <p>(略)</p> <p>(水道水源地域における特定有害物質の排出抑制等)</p>
<p>第47条 条例第47条第1項に規定する規則で定める事業者は、日本標準産業分類に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る事業所を設置している者とする。</p> <p>(略)</p> <p>(10) 医療、福祉（次に掲げるものに限る。）</p> <p>ア 医療業</p> <p>イ 保健衛生</p> <p>ウ 介護老人保健施設</p> <p><u>エ 介護医療院</u></p> <p>(11) 複合サービス事業</p> <p>(略)</p>	<p>第47条 条例第47条第1項に規定する規則で定める事業者は、日本標準産業分類に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る事業所を設置している者とする。</p> <p>(略)</p> <p>(10) 医療、福祉（次に掲げるものに限る。）</p> <p>ア 医療業</p> <p>イ 保健衛生</p> <p>ウ 介護老人保健施設</p> <p>(11) 複合サービス事業</p> <p>(略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>別表第11（第42条、第48条関係）</p> <p>排水の規制基準（排水指定物質）</p> <p>事業所から排出される排水中に含まれる排水指定物質の濃度の許容限度は、次に定めるとおりとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>別表第11（第42条、第48条関係）</p> <p>排水の規制基準（排水指定物質）</p> <p>事業所から排出される排水中に含まれる排水指定物質の濃度の許容限度は、次に定めるとおりとする。</p>

改正後			改正前		
排水指定物質の種類	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合	排水指定物質の種類	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロムとして <u>0.2</u> ミリグラム	1 リットルにつき六価クロムとして <u>0.2</u> ミリグラム	六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロムとして <u>0.5</u> ミリグラム	1 リットルにつき六価クロムとして <u>0.5</u> ミリグラム
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考			備考		
(略)			(略)		
7 排水の測定方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。			7 排水の測定方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。		
(略)			(略)		
(5) 六価クロム化合物			(5) 六価クロム化合物		
規格 <u>K0102-3 の 24.3.1</u> に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格 <u>K0102-3 の 24.3.3.4 の b)</u> 及び規格 <u>K0102-3 の 24.2</u> に定める方法）又は規格 <u>K0102-3 の 24.3.2</u> に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を <u>検定</u> する場合にあっては、規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。）			規格 <u>K0102 の 65.2.1</u> に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格 <u>K0102 の 65 の備考 11 の b) の 1) から 3) まで</u> 及び規格 <u>K0102 の 65.1</u> に定める方法）又は規格 <u>K0102 の 65.2.6</u> に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を <u>測定</u> する場合にあっては、規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。）		
(略)			(略)		
別表第 16（第 74 条関係）			別表第 16（第 74 条関係）		
地下水の浄化基準			地下水の浄化基準		
地下水の浄化基準は、次に定めるとおりとする。			地下水の浄化基準は、次に定めるとおりとする。		

改正後

特定有害物質等の種類	基準値
(略)	(略)
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロムとして <u>0.02</u> ミリグラム
(略)	(略)

備考

(略)

(5) 六価クロム化合物

規格K0102-3の24.3（規格K0102-3の24.3.3及び24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、規格K0102-3の24.3.2に定める方法において塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）

(略)

附 則（令和6年3月29日規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 附則別表の左欄に掲げる排水指定物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する事業所に係る排水の規制基準は、この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間は、改正後の規則別表第11の規定にかかわらず、附則別表の右欄に掲げるとおりとする。

3 前項の規定の適用を受ける事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所については、同項の規定の適用を受ける事業所の属する業種に属するものとみなす。

4 この規則の施行の際現に設置されている事業所（設置の工事がされているものを含む。）に係る六価クロム化合物に関する排水の規制基準は、この規則の施行の日から令和6年9月30日（この規則の施行の際現に設置されている水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第3に掲げる施設（設置の工事がされているものを含む。）を設置する特定事業場（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第6項に規定する特定事業場を

改正前

特定有害物質等の種類	基準値
(略)	(略)
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロムとして <u>0.05</u> ミリグラム
(略)	(略)

備考

(略)

(5) 六価クロム化合物

規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）

(略)

改正後	改正前						
<p data-bbox="136 172 1111 277"><u>いう。) にあつては、令和 7 年 3 月 31 日) までの間は、改正後の規則別表第 11 の規定及び附則第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。附則別表 (附則第 2 項関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="197 320 1039 440"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 320 501 360"><u>排水指定物質の種類</u></th> <th data-bbox="501 320 759 360"><u>業種</u></th> <th data-bbox="759 320 1039 360"><u>許容限度</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 360 501 440"><u>六価クロム化合物</u></td> <td data-bbox="501 360 759 440"><u>電気めっき業</u></td> <td data-bbox="759 360 1039 440"><u>1 リットルにつき 0. 5 ミリグラム</u></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="136 472 1111 612"><u>備考 1 この表の中欄に掲げる業種に属する事業所が同時に同欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該事業所に係る排水に含まれる六価クロム化合物に係る規制基準については、同表の右欄に掲げる許容限度を適用する。</u></p> <p data-bbox="136 612 1111 686"><u>備考 2 排水の測定方法は、改正後の規則別表第 1 1 備考第 7 項第 5 号に定めることによるものとする。</u></p>	<u>排水指定物質の種類</u>	<u>業種</u>	<u>許容限度</u>	<u>六価クロム化合物</u>	<u>電気めっき業</u>	<u>1 リットルにつき 0. 5 ミリグラム</u>	
<u>排水指定物質の種類</u>	<u>業種</u>	<u>許容限度</u>					
<u>六価クロム化合物</u>	<u>電気めっき業</u>	<u>1 リットルにつき 0. 5 ミリグラム</u>					